ARIBニュース490号(2005.04.19)

ARIBの動き (======

「地上デジタルテレビジョン放送の 1セグメントを用いた携帯端末向け放送」について ARIB電波利用技術セミナー開催される



去る⁴月⁷日、^{ARIB}電波利用技術セミナー「地上デジタルテレビジョン放送の 1セグメントを用いた携帯端末向け放送」が、東海大学校友会館(霞が関ビル)において開催されました。

2003年12月に開始された地上デジタルテレビジョン放送は、三大広域圏での増力や県域局における放送の開始により、順調に受信エリアの拡大が図られるなかで、HDTV放送やデータ放送などの新たなサービスを提供し、好評を得ています。

さらに、地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを用いた携帯端末向け放送(通称「1セグメント放送」)についても、2006年春に予定されているサービス開始に向けて、関連する標準規格の改定が行われ、また、「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」(ARIB技術資料TR-B14)にその運用規定が追加されました。

この機会に当会は、社団法人地上デジタル放送推進協会(D-PA)のご協力を得て、放送事業者、無線機器製造事業者等の実務担当者の方々を対象として、

1 セグメント放送サービスの概要と運用規定の内容説明を中心にセミナーを開催しました。

皆様の関心は高く、定員を超える約200名の方々が、満席の中終日熱心に聴講 されていました。セミナーの内容及び講師の方々は以下のとおりです。

第1部: 「地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを用いた携帯端末 向け放送」の概要	
(1) 地上デジタル放送の全体状況と1セグメント放送の位置づけ	(株)フジテレビジョン 関 祥行 氏
(2) モバイル向け 1 セグメント放送サービス について	(株)東京放送 稲葉 悠 氏
(3) 1 セグメント放送サービスへの期待	(株) N T T ドコモ 石川 昌行 氏
(4) 1 セグメント放送サービスの受信端末	三洋電機(株) 亀井 恭一 氏
第2部: 「地上デジタルテレビジョン放送の1セグメントを用いた携帯端末 向け放送」の標準規格及び運用規定	
(5) はじめに	(株)フジテレビジョン 関 祥行 氏
(6) 地上デジタル放送における1セグメント 放送のためのARIB標準規格・技術資料概要	日本放送協会 小林 和正 氏
(7) ARIB STD-B24 第二編付属4携帯端末におけるサービス実施のための運用ガイドライン	松下電器産業(株) 下地 達也 氏
(8) ARIB TR-B14 Cプロファイル運用規定に ついて	(株)テレビ朝日 笠原 武 氏



ご講演いただいた講師の皆様

電気通信/放送行 政の動き

電波法関係審査基準の一部改正案に対する意見の募集 無線局の登録制度の導入及び構造改革特区における 規制の特例措置の全国展開

総務省は、無線局の登録制度の導入及び構造改革特区における規制の特例措置の全国展開を実施するため、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案(以下「改正案」といいます。)を作成しました。

つきましては、改正案に対し、国民の皆様から広く意見を募集します。

1 改正の背景

(1) 無線局の登録制度の導入

第159回国会において、一定の条件を満たす無線局の免許に係る事前規制を緩和し、登録とする等の改正を行う電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律(平成16年法律第47号)が成立し、平成16年5月19日に公布されたところです。(施行期日については、同法附則において公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(平成17年5月中旬予定)から施行することとされています。)

本法律に基づき、高出力の無線LAN等同一の周波数を同一地域で多くの者が利用可能な無線システムについて、電波秩序の維持を図りつつ、自由な事業展開を推進するため、無線局の登録制度を平成17年中に導入する予定であることから、電波法関係審査基準の一部改正を行うものです。

(2) 構造改革特区における規制の特例措置の全国展開

5 G H z 帯無線アクセスシステム、22 G H z 帯、26 G H z 帯、38 G H z 帯無線アクセスシステムの電気通信業務以外での利用及び5 G H z 帯無線アクセスシステムの高利得空中線の利用については、これまで構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第4条第10項の認定構造改革特別区域計画に基づく無線アクセスシステム活用事業を実施するものに限定していたところであり、これを全国一律に認めるために必要な電波法関係審査基準の整備を行うものです。

2 改正の概要

(1) 無線局の登録制度の導入

従来の無線局の免許及び許可等に係る審査要件に加え、無線局の登録に 係る申請の審査要件を規定します。

(2) 構造改革特区における規制の特例措置の全国展開

5 G H z 帯無線アクセスシステム並びに 2 2 G H z 帯、 2 6 G H z 帯及び 3 8 G H z 帯無線アクセスシステムの無線局について、電気通信業務用以外の目的にも使用できるよう規定分類を変更し、免許主体の制限を緩和するとともに電気通信業務用以外の用途に使用する場合の審査要件を規定します。

3 施行期日

平成17年5月中旬予定

4 意見の提出要領及びその取扱い

(1) 意見募集期間

平成17年4月6日(水)から平成17年4月26日(火)17時まで (郵送の場合、平成17年4月26日必着)

(2) 資料の入手方法

総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp)で閲覧及び連絡先窓口で配布

(3) 意見の提出方法

適宜の様式に、提出者の氏名(法人等の場合は、その名称、責任者の役職及び氏名)・住所・連絡先等を記載の上、日本語にて、意見提出先まで、郵便又は電子メールにて御提出ください。

(4) 意見募集後の措置

お寄せいただいた御意見については、それに対する総務省の考え方を取

りまとめて公表します。また、提出された御意見については、次の事項 を公表することがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ア 意見提出者に関する氏名又は名称及び住所(個人にあっては市区町村単位までの住所、法人又は団体にあっては本店又は主たる事業所の所在地に限ります。)その他属性に関する情報
- イ 御意見の内容(ただし、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述及び権利利益を害する恐れがあるもの等、公表することが不適当とされる記述がある場合には、当該箇所を公表しない場合があります。)

5 今後の予定

総務省では、皆様からお寄せいただいた意見を踏まえ、平成17年5月中旬に施行できるように改正手続を行うこととします。

なお、詳細については、(http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050406_4.html)を参照して下さい。

